

社会福祉法人水鏡会役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人水鏡会（以下「法人」という。）定款第21条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第6条に定める評議員をいう。

(理事会及び評議員会の報酬)

第3条 役員が理事会・評議員会に出席したとき、及び評議員が評議員会・理事会に出席したときは、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称		報 酬	実費弁償費
理 事	理事会・評議員会出席	10,000 円	実費交通費
監 事	理事会・評議員会出席	10,000 円	実費交通費
評議員	評議員会・理事会出席	10,000 円	実費交通費

(理事及び評議員の報酬)

第4条 特別給 理事長の報酬は、下表に定めるとおりとする。

名 称	報 酬		実費弁償費
常勤理事長	月額	350,000 円以内	職員交通費規程による
非常勤理事長	日額	10,000 円以内	職員交通費規程による

2 特別給 業務執行理事の報酬は、下表に定めるとおりとする。

名 称	報 酬		実費弁償費
常勤業務執行理事	月額	300,000 円以内	職員交通費規程による
非常勤業務執行理事	日額	10,000 円以内	職員交通費規程による

- 3 非常勤の理事長・業務執行理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び事業の運営のために業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬		実費弁償費
非常勤理事長	日額	10,000 円以内	実費交通費
非常勤業務執行理事	日額	10,000 円以内	実費交通費

- 4 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬		実費弁償費
理 事	日額	10,000 円	実費交通費

- 5 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬		実費弁償費
評議員	日額	10,000 円	実費交通費

(監事の報酬)

- 第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称	報 酬		実費弁償費
監 事	10,000 円		実費交通費

2 監事が評議員選任・解任委員会に出席したときは、下表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

名 称		報 酬	実費弁償費
監 事	評議員選任委員会出席	10,000 円	実費交通費

(退任慰労金)

第6条 法人の理事・評議員・監事が退任（満期・勇退・死亡退任）したときには、退任慰労金規程に基づき退任慰労金を支給することができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人業務のため出張する場合は、下表により報酬及び旅費を支給する。

名 称	報 酬	旅費及び実費弁償費
非常勤理事長	10,000 円	役員等旅費規程による
非常勤業務執行理事	10,000 円	役員等旅費規程による
理事	10,000 円	役員等旅費規程による
監事	10,000 円	役員等旅費規程による
評議員	10,000 円	役員等旅費規程による

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年 6月21日から施行する。

この規程は、令和 5年12月20日から施行する。

この規程は、令和 7年 1月 1日から施行する。